

# 家庭科指導法 I におけるアクティブラーニングの実践報告

A Practice Report on Active Learning in Home Economics Method of Education I

竹嶋 啓子

TAKESHIMA Keiko

武庫川女子大学 学校教育センター年報

第 2 号 2017 年

## 家庭科指導法 I におけるアクティブラーニングの実践報告

### A Practice Report on Active Learning in Home Economics Method of Education I

竹嶋啓子\*

TAKESHIMA, Keiko

キーワード：家庭科指導法 I    アクティブラーニング    実践報告    次期指導要領の改訂

#### 1 はじめに

2012年の中央教育審議会答申でアクティブラーニングが取り上げられ、現在の大学改革の重要なキーワードとなっている。そのような中、2020年以降、小学校から順次実施される次期学習指導要領の内容を議論してきた中央教育審議会が、2016年8月1日中間報告を公表した。本稿では、本学の「家庭科指導法 I」で行っているアクティブラーニング授業実践のためのレディネスとしての実践報告をする事で、アクティブラーニングの考え方を整理し、家庭科教育でのアクティブラーニングの方法を模索する。

また、この改訂で初めて取り上げられたアクティブラーニングについて、家庭科教育の中で、どのように取り上げるべきか、戦後の我が国の学校教育制度（初等中等教育）の変遷を家庭科（中学校・高等学校）に焦点を当てながら振り返り、なぜアクティブラーニングが新たに取り上げられるのかも整理する。

#### 2 アクティブ・ラーニングとは

まず、アクティブラーニングという用語が様々な立場から定義されて、統一されていない状況なので、本稿で使用するアクティブラーニングの定義を明確にしたい。日本でも大学教育から入ってきた授業方法であるアクティブラーニングという用語は、1960年代頃からアメリカでは大学の大衆化が始まり、多様な学生に対応するための考え方として生まれた。

その目的は、大学教育の中心にあるものは知識の獲得ではなく、学生達から剥落することのない思考の方法を身につけること。また、学生自ら新たに得た知識を既存の知識と結び付け、新たな全体像を構築することができる、深い学びを促すためのものである。

文部科学省（「質的転換答申」2012.8）では、教員による一方的な講義形式とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称としており、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成のために発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等、グループディスカッション、ディベート、グループワーク等をアクティブ・ラーニングと定義する。

ここでは「学習」と「学修」の2つの用語が用いられている。文部科学省は両者の違いを説明していないので、本論文では「学修」は単位取得のために必要な条件を示す専門用語と捉える。つまり、本来大学での学びは、講義や演習・実験等とともに、事前の準備や事後の展開等も含まれており、それらをまとめて学修と称し、その学修をもって単位を授与するものであるといえる。したがって、「生涯学び続け、主体的に考える人材」を育成するには、学生が主体的に問題を発見し解決していく能動

---

\* 食物栄養学科非常勤講師

的な学習（アクティブ・ラーニング）への転換，すなわち学修が不可欠になる。

一方、溝上慎一は『アクティブラーニングとは教授学習法パラダイム転換』<sup>(1)</sup>で「教授学習法パラダイム転換」とは「ティーチングからラーニング」と言い換えている。ティーチングは教えるという意味だが、レクチャー（講義）とは別であると指摘する。教員が何も教えないのではなく、レクチャー等を通して、知識を伝達することは必要だとしている。

ところが、文部科学省の定義ではティーチングとラーニングの違いが整理されておらず、レクチャーをも否定する誤った認識を流布していると指摘されている。溝上の定義は、一方的な知識伝達型の講義を聞くという（受動的）学習を乗り越える意味での、あらゆる能動的な学習のこととしている。そして、能動的な学習には、書く、話す、発表するなどの活動への関与と、そこに生じる認知プロセスの外化を伴うとしている。すなわち、アクティブラーニングの主体を学習者と捉え、自分の考えを自分自身にフィードバックすることで、理解のプロセスを可視化することが、「メタ認知」能力の育成につながるとしている。

また、松下佳代は『ディープ・アクティブラーニング』<sup>(2)</sup>において、アクティブ・ラーニングを単に学生の（外的活動における能動性）だけで捉えるのではなく、学生の（内的活動における能動性）と関連させて考えていかねばならないと記している。それは言い換えると、外的活動における能動性に偏った現状があるといえる。

高校までにアクティブラーニングを経験していない大学生に、突然それを始めても、受動的な一斉授業に慣れ、能動的に自ら学ぶ経験がないために、指導案作成や模擬授業をさせても、外的な能動性に止まるアクティブラーニングの授業になる事が多い。この現状を変えるには、大学までの中等教育でのアクティブラーニングが必要で、高校までの教育と大学での学びを連携させなければならない。溝上等は「アクティブラーニング」を用い、文部科学省は「アクティブ・ラーニング」としている。中教審答申の定義で示された「アクティブ・ラーニング」という表記は、受動的な学習に対する能動的な学習を指すような誤解を与えかねないと、溝上は指摘する<sup>(3)</sup>。

つまり、「アクティブラーニング」とは受動的学習に対する能動的な学習という意味ではなく、「教授教育法パラダイムの転換」に基づいた考え、言い換えると、話し合うという活動の〈外的な能動性〉だけに着目するのではなく、その過程で生じる深い学びという〈内的な能動性〉にこそ留意する必要があるという考え方である。したがって、本論文ではこの考え方に賛同し「・」を付けずに「アクティブラーニング」と表記する。

### 3 戦後の学校教育制度及び学習指導要領の変遷

表1をもとに、簡単に戦後の学校教育制度と学習指導要領の改訂の変遷を辿りながら、家庭科教育がどのように学校教育の中で位置づけられてきたかを確認する。少し補足を加えると、戦後民主教育の実現のため家庭科は女子教育ではなく、男女共修の教科として位置付けられた。中学校は職業科の中の選択科目の1つとして位置付けられた経緯から、職業・家庭科を経て技術・家庭科という教科へと変化した。技術と家庭科と全く異なる教科の合科として現在も位置する。戦後の高度経済成長の社会的な影響を大きく受けた結果ともいえる。

一方、高等学校は選択教科として位置付けられた結果、履修者が少なかった。これは戦前までの家庭科が、家事・裁縫科という女子教育の教科とし、その内容が民主的家庭の創造のためのものになっていなかったのが要因だと考える。教科内容の厳選もなく家庭科教師の存続のために女子のみ必修教科としたため、戦前の女子教育の内容が踏襲されたまま1993年の男女共修必修まで続くことになっ

た。わずか 10 年程で必修 4 単位から週休 2 日制や総合的な学習等で 4 単位または 2 単位必修になった。

小学校 5・6 年で家庭科，中学校で技術・家庭科，高等学校で家庭科と現在位置付けられているが，教科としての系統性，順次性等まだまだ課題は多い。

表 1 戦後学校教育制度及び学習指導要領の変遷

年（西暦）	学校教育制度・学習指導要領等	備考
1947	教育基本法，学校教育法制定 指導要領の試案が発表	戦後における教育の再建として，連合国最高司令部指令と教育刷新委員会の建議により軍国主義や極端な国家主義を排除し，戦後教育改革の枠組みを形成した。日本国憲法施行「教育を受ける権利」を規定。「人格の完成」を目指す教育理念，教育の機会均等と男女平等，単線型の学校制度，「6・3 制」の無償義務教育。小学校・中学校・高等学校を通してデュイの「経験主義」が強く反映された。
1951	学習指導要領改訂	家庭科は上記の理念の下，女子教育としての家事科，裁縫科はなくなり，男女平等で民主的な家庭の創造を目標とする新しい家庭科が設置された。家庭科が「技能教科でない」「女子のための教科でない」「家事科と裁縫科の合科でない」という 3 つの否定によって定義されたことから，その位置づけについて大きな転換を図る必要に迫られた。
1952		サンフランシスコ講和条約締結
1955	学習指導要領改訂	
1956	年地方教育行政の組織及び運営に関する法律が制定。	経験主義の教育に疑問がもたれはじめ，わが国独自の教育へと歩が進み，高度経済成長に伴う社会の急速な拡大，ベビーブーム世代の対応に追われ，教育の量的拡大を推進した。また，質の改善も迫られた。
1957		ソビエトが人類初の人工衛星スプートニク 1 号の打ち上げに成功。
1957	学習指導要領改訂 中学校家庭科は「技術・家庭科の女子向き」の内容に位置づけされた	昭和 30 年代に行われた学力調査などの結果が思わしくなく，学力低下が叫ばれるようになった。そこで全教科を通じて経験主義や単元学習に偏っていたそれまでの戦後教育の流れを見直し，各教科の持つ系統性を重視し，基礎学力の向上を目指す学習指導要領が必要になった。特に科学技術教育に重点が置かれることになった。
1959	高等学校は「家庭一般」が女子のみ 4 単位必修となる。	
1962	教科書無償措置法が制定	家庭科においては，戦後の教育の機会均等と男女平等の理念が大きく後退した。小学校，中学校，高等学校と通して，系統性のある内容とは言えないものであったが，科学性を重視した教

		科へと傾斜した。科学技術の進歩と経済の発展、産業構造の変化、情報化社会、高齢化社会の変化の対応が必須になり、教育方針の見直しがなされた。
1970	学習指導要領改訂	教育内容の一層の向上（「教育内容の現代化」）の下、戦後から現代に至るまで最も内容の多い指導要領となった。結果いわゆる「詰め込み教育」「落ちこぼれ」といった教育問題が社会問題となってきた。
1978	学習指導要領改訂	ゆとりある充実した学校生活の実現、学習負担の適正化（各教科の目標・内容を中核的事項に絞る）が図られた。しかし、「いじめ」「不登校」「校内暴力」といった問題が益々深刻化する。昭和40年代から高校家庭科では、京都府や長野県で男女共修の授業が先駆的に行われたが、男女共修の動きが益々活発化してきた。
1984	臨時教育審議会設置	「個性重視の原則」「生涯学習体系への移行、変化の対応」が打ち出された。
1985	女子差別撤廃条約批准	高等学校家庭科男女共修の実現のきっかけとなる。
1988	学習指導要領の改訂	個性を尊重し、自ら学ぶ意欲や主体的な学習の仕方を重視し、体験的な問題解決学習を取り入れ、関心・意欲・態度を育成する「新学力観」への転換が図られた。社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成を目指し、小学校の「生活科」の新設、道徳教育の充実が図られた。家庭科において、中学校は男女で学ぶ教科として、「技術・家庭科」が「技術分野」「家庭分野」として「男子向き」「女子向き」から男女同じ内容を学ぶこととなった。高等学校では、女子差別撤廃条約批准に際して、女子のみの教科が差別であるとされ、男女共修が実現された。「家庭一般」「生活一般」「生活技術」それぞれ4単位の中から1つ必修となった。
1991		2学期から第2土曜日休みとなる
1993		高等学校家庭科男女共修開始
1994		1学期から第2・4土曜日休みとなる
1996	OECD “キーコンピテンション” の提唱 (DeSeCo) PISA の調査開発開始	
1997	指導要領改訂	基礎基本を確実に身につけさせ、自ら学び自ら考えるなどの「生きる力」の育成。教育内容の厳選が図られ、「総合的な学習の時間」が新設された。戦後のデューイの「経験主義」教育が再び見直された結果とも思える。家庭科では、土曜日休みと「総合的な学習に時間」によって、中学校は技術・家庭科で1年70時間2年70時間3年35時間と大幅に時間が削減された。又、高等学校では「家庭基礎」2単位「家庭総合」4単位「生

		活技術」4単位の中から1つ必修となった。これまで4単位必修だったのが、2単位が選択できるようになり、普通科の高校は殆ど「家庭基礎」を選択するようになり、中等学校の家庭科教育は、ここでまた大きく後退することになった。
2001		全ての土曜日休みとなる。
2002	学習指導要領一部改訂	学習指導要領の狙いの一層の実現（学習指導要領に示していない内容）を指導。
2005	認定子ども園制度が創設された	教育基本法で今日重要と考えられる事柄を「教育目標」として規定した。
2006	教育基本法改正	各種学校の目標及び目的を見直し、学力の3要素の規定（基礎的、基本的な知識の習得、知識、技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力表現力などの育成、学習意欲）がされた。
2007		「生きる力」の育成、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランスが図られ、授業時数の増加、指導内容の充実、小学校の外国語活動の導入がなされた。家庭科では小学校、中学校、高等学校の内容の系統性が図られ、「生活技術」が「生活デザイン」となった。

(筆者作成)

#### 4 次回改訂の視点

本節では、中教審の中間報告（要旨）を整理する。改訂の基本方針は、グローバル化の進展や人工知能（AI）の飛躍的な進化など、社会の加速度的な変化を受け止め、伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、志高く未来を創り出していくために必要な資質・能力を確実に育む学校教育の実現にある。持続可能な開発のための教育（ESD）等の考え方も踏まえつつ、これまでの中心であった「何を学ぶか」という指導内容の見直しに加え「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」の視点からの改善をし、「学びの地図」として示している。

##### (1) 何ができるようになるか

学校教育を通じてどのような資質・能力が身につくのかを三つの柱に沿って明確化した。

- ①生きて働く「知識・技能」の習得。「何を知っているか、何ができるか（個別の知識・技能）」（各教科等に関する個別の知識や技能など。身体的技能や芸術表現のための技能なども含む。）
- ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成。主体的・協働的に問題を発見し解決していくために必要な思考力・判断力・表現力等。
- ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」の涵養。「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（人間性や学びに向かう力等）」

言い換えれば、主体的に学習に取り組む態度を含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する能力等、いわゆる「メタ認知」に関するもの、多様性を尊重する態度と互いの良さを生かして協働する力、持続可能な社会作りに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさ思いやり等、人間性に関するもの、といった新しい時代に必要となる資質・能力の育成といえる。

## (2) 何を学ぶか

具体的な改善の方向性は、グローバル社会において不可欠な英語の能力の強化（小学校高学年での教科化等）や我が国の伝統的な文化に関する教育の充実である。そして、国家・社会の責任ある形成者として、また、自立した人間として生きる力の育成に向けた高等学校教育の改善（地理歴史科における「地理総合」「歴史総合」、公民科における「公共」の設置等、新たな共通必修の科目の設置や科目構成の見直し等抜本的な検討を行う等）を行っている。

高等学校家庭科は「家庭基礎（仮称）」「家庭総合（仮称）」の2科目から選択必修とし、現行の「生活デザイン」がなくなり、3科目から2科目になることになる。

## (3) どのように学ぶのか

以下のアクティブラーニングの視点から不断の授業改善が求められる。

- ①習得・活用・探求という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程が実現できるかどうか。
- ②他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できるかどうか。
- ③子どもたちが見通しをもって粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか。

なお、平成24年8月28日文科科学省は、「新たな未来を築くための、大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ（中央教育審議会）」で学校教育でのアクティブ・ラーニングの導入を明確に打ち出した。高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的改革の中でアクティブラーニングが使用されるようになった。

## 5 大学におけるアクティブラーニングの実践

現在、筆者は武庫川女子大学で「家庭科指導法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」及び「教育実践演習」を担当しているが、今回は「家庭科指導法Ⅰ」（以下、指導法Ⅰと略記）で行っている実践例を報告する。中学校・高等学校家庭科教員免許取得のために開講されている指導法Ⅰは主に、中学校の家庭科の指導のための教育法を行っている。指導法Ⅰでは中学校でアクティブラーニングを行うためのレディネスとして、新聞記事等を用いたアクティブラーニングを行っている。

### (1) 対象と状況

食物栄養学科の2年生の学生が受講する。食物栄養学科では管理栄養士や栄養教諭の資格取得等で時間的に余裕がないことと、近年、家庭科教諭の採用が少ない等の理由で受講者が減少している。

### (2) 講義の視点と内容

戦後の中学校家庭科の変遷を辿りながら、中学家庭科の教師に必要な能力を育成するに行っている。

ワロンの心理学では「能力とはそれ自体で成り立つものではない」「能力とは何かの対象に対して、何かの状況において用いられるところに成立する」ととらえている<sup>(4)</sup>。この視点は近代教育の根底を見つめるためには不可欠な視点といえる。そのためには、学校では「世界を広げる始まり」を準備し、自己主義ではなく集団を意識した「個人」として成熟させる可能性のある場面を多く提示することが必要である。目に見えるものへの置き換え可能性が一定成果をあげていた時代には「こうあるべき(理

想的な大人)」を設定して、そこへ向かって邁進することに疑いは少なかった。

しかし、いい学校、いい会社、幸せな人生が崩れ、先が見通せない今の社会において、定着の論理のみで物事を考えることは、もはや限界があると考え。中学生に家庭科においてどのような能力を育成するのか、またどのように指導するのかを明らかにしていかなければ、ただ教科書を教えるだけの授業になってしまう。

学生には毎年指導案を作り模擬授業をしてもらっているが、教科書をなぞるだけの授業が多くみられる。それは学生たちが中学校高等学校を通じて、教科書中心の授業を受けてきたからである。教科書を否定するわけではではない。適切に教科書を用いることは大切なことである。私が課題としている指導法Ⅰでの学修は、毎回新聞や雑誌、インターネット等の情報を集め、内容を要約し、その記事を中学校の家庭科でどのように用いるかを検討し指導案を作り提出させている。

### (3) 実践方法

毎時間 10 分程度で、1 人が皆の前で情報（記事等）のニュースソース、要旨、その記事を用いて中学校の家庭科のどの領域でどのように取り上げるのかを発表する。その時、なぜその情報を取り上げるのか、またなぜその学年でその領域で取り上げるのかを、発表者は説明をする。

発表後、学生全員でディスカッションを行う。情報を取り上げる意義、取り扱う学年領域が適切であるかを議論する。議論の中で、その情報がどんな目的で用いるかによって、取り扱う学年や領域が異なってくる。多くの人の意見を聞くことで、1 つの情報が様々な授業に展開できる事になる。発表者の発表内容について、各自がアドバイスや、意見を書いて提出してもらい、レポートは毎回提出してもらい、次回までに私が添削コメントを書いて返却する。また発表者には皆がまとめたコメント等を書いて提出してもらったメモを私が採点した後、名前を伏せて発表者に渡している。

その後発表者は、議論やメモを参考に、新たにその情報を用いた授業案を作成する。これを全ての学生に課している。その授業案で学習指導案を作成し、「家庭科指導法Ⅱ」で模擬授業を行う。指導法Ⅰを履修している学生は、後期で必ず「家庭科指導法Ⅱ」を履修するので、指導法Ⅰでは学習指導案の作成のみ行っている。

### (4) 評価と考察

教科書は検定があり、どうしても情報・データが古くなる。昨日正しかったことが今日は誤りであることも多々ある。主体的な生活を営むためには、現在の情報を正しく把握し、生かしていく必要がある。科学の進歩は日進月歩である。食品分析にしても最新の分析方法でのデータが望ましい。以前のやり方では通用しない。否全く逆の結果をもたらすことがある。我々に必要なのは膨大な情報の中から正しく選択する能力を養うことが必須となる。それはデータが古い新しいというだけではない。データを正しく読み取る能力も同時に養わなければならない。

例えば、ある学生が、保育所不足を解消する手立てとして、駅近くに学童保育所を作り、親のお迎えの負担を軽減しているという記事を取り上げた。学生達のディスカッションでも、とてもいいアイデアで、もっと普及させるための授業を行いたいという意見が多く出た。

しかしながら、これは物事を一面だけしかとらえていない。子どもの視点から捉えると、まず学校から駅までの移動の負担、(遠い場合はバスを用いる等の措置はあるが) 放課後、運動場等で遊ぶ自由の剥奪等、問題は解決されていない。子育て中の親は、定時に退社できる仕組みを作らない限り、問題は解決されない。真に豊かな家庭生活とは何かを追求すると、延長保育、夜間保育の充実は本来目

指すべき方向ではない。子育て中の親は子供にとっても親にとっても負担のない働き方のできる仕組みを作るにはどうすればいいか、それを考えねばならない。

そのためには、今の日本の現状を正しく把握し、世界の国々の現状を学び、生徒自身が調べ、考察し行動する力を養うことができる授業を作ることが求められる。北欧諸国が福祉国家であると礼賛するのは簡単である。物事は多方面から見なければならない。生徒がアクティブラーニングするときに、最も大切なことは、教師が生徒の何十倍もの情報を持ち、それを取捨選択できる知識を持っていることである。

家庭科の教師は数学や物理の教師のように、不動の定理を教えているわけではない。現代社会は常に変化し続けている。永遠の真理はそこにはない。昨日の真実が今日は真実でなくなることもある。科学の進歩とともに我々の暮らしは、大きく変化した。この変化の度合いは、益々加速度を増し、生活を変容させていく。

しかし、いくら暮らしが変化しても、変えてはならないものがある。「それは何か」を追求することこそが、家庭科の本質と考える。便利で快適な生活、アメリカの物質的豊かさを夢見て戦後我々は邁進してきた。食べるものも事欠く焼け跡から、GNIはアメリカ、中国に次いで世界3位になる経済大国になっている。物が溢れ、あれだけ渴望した三種の神器は、もはや言葉すら忘れられている。物を大切に時代から、「断捨離」が象徴するように物を容赦なく捨てる時代になった。正義やモラルは変化するのか。物は捨てないと経済は停滞するというが、物を大切に生活は間違いなのか。

現在日本はデフレで喘いでいるという。アベノミクスはデフレ脱却を目指し、様々な方策を講じている。物が余り、価格が下げられることは消費者にとっては、有難いことではある。しかし、目先の利益だけ今の状況を甘受してはならない。けれども、インフレにするために金の動きだけを操作しても暮らしは良くならない。我々は、どのような暮らしを求めているのか。それを、次代を担う生徒自身が考え、行動していける能力とスキルを家庭科では育成しなければならない。いくら豊かな人生や生きる力と声高に叫んでも、目標が見えてこない。

まず、今の暮らしの根本を見直すことから始めねばならない。例えば、高齢者人口が増え続けている記事を取り上げた時に、高齢者が増加し、少子化が進むことは問題であると議論が進む。教科書でもマスコミでも少子高齢化は困ったことであり、対策を講じなければならないとしている。少子化や人口減は困ったことなのだろうか。このまま高齢者が増え続けると若者の負担が益々増えると喧伝されている。2020年には三人に一人が高齢者になり、国の労働力人口が足りず、国力が落ちるといふ。労働力人口の推移のグラフを見ると労働力人口は1995年からほぼ横ばいになっている。ところが65歳以上の人口割合は6.7%から11.3%と約2倍近くになっている。年齢別労働人口をみると65歳以上の労働力人口が増えているのが分かる。(図1)

高齢者がリタイアして働かないという構図はない。したがって労働人口が足りなくなることはない。また、人工知能等により労働量は減少していく。

また、社会保障給付金が2013年には10兆6566億円になったが、国民所得に占める割合は30.56%（前年比0.41ポイント減）となっている。高齢者関係の給付金は増加しているが、図1のように全体としてはマイナスになっているのだ。若者の負担が増すというのは、年金制度自体に問題があり、年金制度を抜本的に変えることで、負担が増すことはないはずである。そもそも労働力人口が減ると国力は落ちるといふ発想自体に問題がある。経済の観点だけに焦点を当てただけでは、国の発展は展望できない。人工頭脳やロボット開発も進み、働き方自体が大きく変容する。ただ単に子供を増やすことを考えるのは危険である。

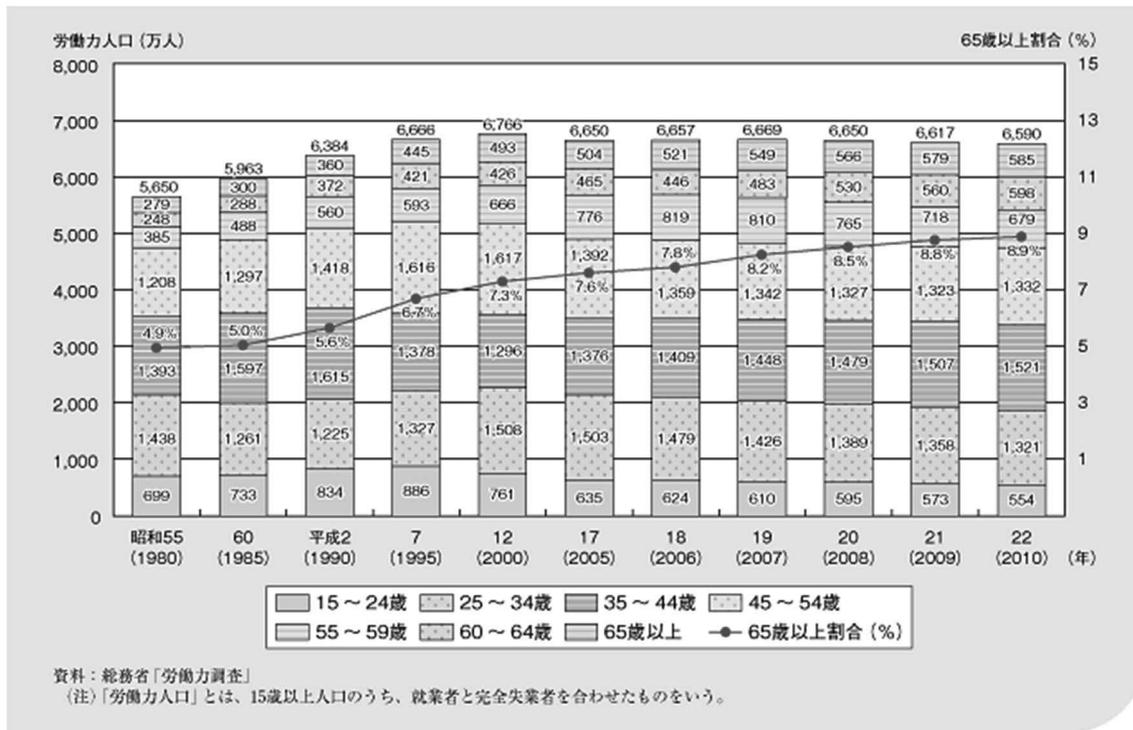


図1 労働力人口の推移<sup>(5)</sup>

かつて戦争時「産めよ増やせよ」と、子供を沢山産んだ母親が表彰された。しかし、国のために子供を産むわけではなく、子供を産む・産まないは、あくまでも個人の自由である。その自由が真に自由であるためには、産みたいのに産めない子育て環境を改善しなければならない。子供をほしだけ産める条件作りの先に人口増があれば、それは国にとっても望ましい結果になる。子供を思い通りに産み育てることができる社会を作るには、何が必要か。対症療法でなく、根本から見直し、変えていく施策を考えていかねばならない。

また、18歳から選挙権が与えられた。これからの社会を担う若者が、よりよい社会を実現するには、何が必要であるか、自ら学び考え行動できる力を養わねばならない。これらのことからいえるのは、教科書だけの知識や、スキルだけでは不可能である。アクティブラーニングの手法を取り入れた授業が必須となる、ということである。

## 6 おわりに

戦後の学習指導要領の改訂の変遷を辿り、実践報告も踏まえて、次回改訂から始まるアクティブラーニングのあり方を考察した。家庭科指導法において、中学校高等学校の家庭科教員養成のために必要な能力をどのように養成していくのかを、明らかにしていかなければならない。

そのために、家庭科という教科の本質を明らかにし、教師が家庭科を学ぶ意義を正しく認識しなければならない。筆者を含め教科指導法を担当する教員は、教科の本質を常に追求しながら、教科内容、教科指導方法を研究していかなければならない。教科書の内容を吟味し、そこでの養うべき能力、スキルを身に付けさせる指導方法を教授するだけでは、次回指導要領の改訂の狙いは達成できない。

「アクティブラーニング」はその中の1つの方法である。試行錯誤しながら、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」の涵養に繋がる、指導法を学生とともに作り出していきたい。

## 引用文献

- (1) 溝上慎一『アクティブラーニングと教授学習パラダイムの転換』東信堂, 2014, p.25
- (2) 松下佳代・京都大学高等教育研究開発センター編『ディープ・アクティブラーニング』勁草書房, 2015
- (3) 溝上慎一, 前掲書, p.18
- (4) 浜田寿美男『ピアジェとワロン』ミネルヴァ書房
- (5) 内閣府『平成 23 年版高齢社会白書』

## 参考文献

- (1) 小林昭文・成田秀夫『今日から始めるアクティブラーニング』学事出版, 2015
- (2) コナー・ウッドマン著, 松本裕訳『フェアトレードのおかしな真実』英治出版, 2013
- (3) 溝上慎一『高等学校におけるアクティブラーニング 理論編』東信堂, 2016
- (4) 溝上慎一監修, 亀倉正彦『失敗事例から学ぶ大学でのアクティブラーニング』東信堂, 2016
- (5) 溝上慎一監修, 松下佳代・石井英信編 『アクティブラーニングの評価』東信堂, 2016
- (6) 文部科学省「学習指導要領 データベース」(<http://www.nier.go.jp/guideline/index.htm>)
- (7) 文部科学省 平成 28 年 8 月 26 日「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議会のまとめについて (報告)」([http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2016/09/09/1377021\\_1\\_5.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/09/09/1377021_1_5.pdf))
- (8) 中井俊樹編著 『アクティブラーニング』多摩川大学出版部, 2015
- (9) 西川純『すぐわかる!できる!アクティブ・ラーニング』学陽書房, 2015
- (10) 中間美砂子編著『家庭科への参加型アクション志向学習の導入』大修館書店, 2006